

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
平成18年度第5回常任委員会議事録

- 1 日時：平成18年10月24日（火）午後5時から午後8時10分まで
- 2 場所：東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル2階266区JPF事務局
（クローズド審議も、NGO、ゲスト及びオブザーバー退席のうえで同事務局）

3 出席者の確認

常任委員

NGOユニット：堀江良彰

NGOユニット：山本理夏（大西健丞常任委員の代理）

外務省：城守茂美（上村司常任委員の代理）

日本経団連：斎藤仁

財団：石崎登

学識経験者：中村安秀（第三号議案から出席）

アドバイザー

なし

理事

代表理事：長有紀枝

ゲスト

学生ネット：石川光

オブザーバー

外務省：寒川、坪田

AAR：大西、柴崎

ADRA：橋本

BHN：山田、福島

HuMA：島田

JADE：神戸

JCCP：大上

KnK：大竹

HIDA：中井

専門家：神谷

4 座長の選出

本会座長として、外務省城守茂美氏を全会一致で選出した。

5 審議事項

(1) 第一号議案：平成18年度第3回常任委員会議事録の承認

事務局より、平成18年度第3回議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

- (2) 第二号議案：助成資格の付与及び変更の承認
- ① 助成資格の付与
審議の結果、(特活)ホープ・インターナショナル開発機構（H I D A）に対して、カテゴリー1の助成資格を付与することを全会一致で可決した。
- ② 助成資格の変更
審議の結果、(特活)災害人道医療支援会（H u M A）に対して、カテゴリー2へ助成資格を変更することを全会一致で可決した。
- (3) 第三号議案：レバノン人道支援にかかる事業計画の承認
助成申請にかかるクローズド審議を行い、審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
- ① A A R：ナバティエ県における不発弾・地雷回避教育事業（政府支援金）
承認。ただし、政府支援金による拠出を行うことについて、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。
なお、事業実施にあたっては事業の継続性と地雷回避教育の効果測定に留意すること。
- ② B H N：レバノン全域におけるモバイル・クリニック無線通信支援事業
以下の理由により、否認。
- (ア) 携帯電話網の全土復旧が確認できるので、事業目的（医療情報の共有）を達成するために無線網を設置すべき必然性が認められない。
- (イ) 地勢上ないしは安全確保の観点等から、事業実施のために無線網を確立すべき必然性が認められない。
- (ウ) 通信網の設置等、現地における治安の維持等に関連し得る機微な案件については、事業実施にかかる許認可の事前取得が望ましい。
- (4) 第四号議案：パキスタン地震被災者支援にかかる事業報告及び収支報告の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
J A D E：パキスタン・ムザファラバード市とその周辺部における被災弱者に対する自立とエンパワーメント支援（民間資金）
承認。
- (5) 第五号ジャワ島地震被災者支援にかかる事業報告及び収支報告の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
J P F：ジャワ島地震被災者支援：事業調整・連携推進事業（政府支援金）
承認。
なお、本事業の実施にあたり現地の日本人会や商工会議所等と連携したことを評価するとともに、今後の連携を定型化していくために必要な準備を進めるよう、事務局へ指示した。
また、ワークショップ等を開催してNGOと経験を共有化するよう、事務局へ指示した。
加えて、現地における日本人会や商工会議所、国際機関・団体との連携実績を事業報告書に記載することをNGOに対して要請するよう、事務局へ指示した。
- (6) 第六号議案：スーダン南部人道支援にかかる事業計画変更の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
P W J：ジョングレイ州におけるスーダン帰還民への給水・衛生支援（政府支援金）にかかる予

算の変更

承認。

(7) 第七号議案：固定資産の継続使用、除却及び返却の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 固定資産の継続使用

(ア) ロファ州における住環境整備事業（政府支援金）

承認。ただし、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。

(イ) ロファ州・ヴォインジャマにおける住環境整備事業（政府支援金）

承認。ただし、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。

(ウ) ロファ州フォヤ郡・コラフン郡帰還民支援事業（政府支援金）

承認。ただし、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。

(エ) ロファ州西部3県における帰還民支援事業（政府支援金）

承認。ただし、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。

② 固定資産の除却

JCCP：トリンコマレー県環境整備事業（政府支援金）

承認。ただし、財源提供者である外務省の承認手続きを経ること。

③ 固定資産の返却

JCCP：トリンコマレー県・アンパラ県復旧支援事業（民間資金）

承認。

(8) 第八号議案：助成審査委員会設置の承認

審議の結果、助成審査委員会を設置し、助成申請案件の承認にかかる答申を求めることを全会一致で可決した。

6 協議・報告事項

(1) スマトラ島沖地震被災者支援事業の評価報告書について

評価報告書作成チームの神谷専門家より、同評価報告書の報告がなされた。

報告書の内容を評価するとともに、関係各方面へ広く配布する等、有効に活用するよう、事務局へ指示した。

(2) 政府支援金による事業の期間設定について

協議の結果、政府支援金を充当する事業期間の開始日は、当該支援の最初の支援事業が外務省の承認を受けた日とし、事業期間は右から6ヶ月を原則とすることを確認した。ただし、人的災害に対する事業展開にあたっては、要すれば更に6ヶ月間まで延長可能で承認日から原則1年までを実施期間とするが、現地状況等を勘案のうえ、事業期間の妥当性について常任委員会の協議に付すこととする。

なお、調査期間は事業期間に含まず、調査実施の場合は、事業実施に先立ち1ヶ月を調査期間の目途とすることとした。

(3) 民間資金の今後の取り組みについて

事務局より、10月23日に石崎、斎藤両常任委員、金田、日比野両アドバイザー、長代表理事及び事務局が協議した内容の報告がなされた。

協議の結果、同報告に沿って取り組みを進めていくことを確認した。

- (4) 政府支援金及び民間資金の財務状況について
事務局より、政府支援金及び民間資金の財務状況にかかる報告がなされた。
- (5) 事業計画変更のとりまとめについて
事務局より、事業計画変更の報告がなされた。
- (6) メール審議の結果について
事務局より、平成18年度第3回常任委員会から本会までにメール審議に附された事項がなかった旨の報告がなされた。
- (7) メディアの報道・記載記事について
事務局より、「国際開発ジャーナル10月号」(長代表理事)、「インドネシア現地新聞」(SCC)、「朝日新聞10月9日朝刊」(JADE)及び「marie claire11月号」(KnK)に掲載された記事の報告がなされた。
また、事務局より、三菱東京UFJ銀行による募金活動パンフレットにJPFを含めていただき、10月26日付けで全国の同銀行本支店に同パンフレットが配備される予定である旨の報告がなされた。
- (8) JPFの活動報告と予定について
事務局より、JPF活動報告と予定の報告がなされた。
- (9) 次回常任委員会の開催日時・会場について
次回常任委員会は、11月28日午後5時よりJPF事務局において開催することとした。
- (10) パキスタン地震被災者支援におけるキャンプ・ジャパンのワークショップについて
事務局より、10月17日にAAR、BHN、JEN、NICCO、PWJ、SVA及びWVJの参加を得て同ワークショップを開催し、今後、同様の事業に参画する意向を有する団体とともに活動想定プランや準備体制の構築等を具体的に検討していくことを確認した旨の報告がなされた。
- (11) ロゴ等の掲示について
外務省による提案に基づき、政府支援金を活用する場合の日本政府ODAロゴの掲示にかかる協議を行った。協議の結果、パキスタン地震被災者支援におけるキャンプ・ジャパンのようにJPFが組織として取り組む活動においては、政府支援金を活用している場合は同ODAロゴ、経済界からの民間資金を活用している場合は日本経団連ロゴの掲示を基本方針とすることとした。
なお、斎藤常任委員より、日本経団連ロゴが制作されるまでは日本経団連ロゴの掲示については実施を留保する旨の附言がなされた。
- (12) 政府支援金の対象項目について
事務局より、NGOユニットにおいて意見集約し、常任委員会に提出する予定である旨の報告がなされた。

以上

